

障害者差別解消法

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を目指すことを目的とし、平成28年4月1日から施行。この法では、障がいがあることの意味表明があった場合、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について、県・市などの行政機関は義務とし、会社や商店などの民間事業者は、努力義務としている。

同法第十七条において障害を理由とする差別に関する相談及び差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができると規定されている。

当市においては、当地域協議会の機能を吉川市自立支援協議会に付与している。

2 障害者差別解消法に関する吉川市の取り組みについて

(1) H29年度の取り組み

- H29年4月 障害者差別解消法についてホームページ掲載
- H29年5月 商工会会員にリーフレットを配付
- H29年6月 新規採用職員向けに障害者差別解消法と職員対応要領に関する研修を開催
- H29年11月 庁内全職員をい対象とした障害者差別解消法研修
- H29年12月 災害時、緊急時に支援や配慮を求めやすくするために、ヘルプカードを作成し、配布
- H29年12月 ヘルプカードの周知とともに「わかりにくい障がい」「障がいを知らせるマーク」などの記事を掲載。
- H30年3月 言語を介してのコミュニケーションが困難な方への合理的配慮として、コミュニケーションボード災害用・事業所用を作成。

(2) H30年度の取り組み予定

- ・新規採用職員向け研修の開催
- ・庁内全職員向け研修の開催
- ・市内事業所向け研修の開催（新規）
- ・市内事業所へコミュニケーションボード配付